

令和7年度（2025年度）上川地域エゾシカ越冬期集中捕獲事業委託業務処理要領

「令和7年度（2025年度）上川地域エゾシカ越冬期集中捕獲事業委託業務」の業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この業務処理要領の定めにより実施するものとする。

第1 目的

本業務は、北海道で著しく増加しているエゾシカによる農林業被害等を軽減するため、越冬地などエゾシカが集合する場所で、「令和6年度（2024年度）上川地域エゾシカ生息状況調査」の結果をもとにエゾシカを捕獲する。また、次年度の集中捕獲に向けて、効果的な捕獲方法の検討や捕獲効率を上げるための手法を検証することを目的とする。

第2 業務内容及び実施方法

1 実施場所

本業務の実施場所は、空知郡南富良野町落合に所在する「富良野広域連合公共申内牧場」の区域とし、受託者と道が連携して土地管理者等と調整した上で決定する。

2 事前準備

- (1) 委託契約書第4条により提出する業務処理計画書には業務行程や捕獲従事者の氏名、緊急時の連絡体制等を記載し、契約締結後速やかに業務担当員に提出すること。
- (2) この業務における捕獲は、道による許可捕獲で実施するため、受託者は道からの従事者証及び指示書を携行して捕獲に従事すること。
- (3) この業務はわな猟で実施するため、本事業実施時に有効なわな猟免許を所持し、かつわな猟に係る令和7年度の狩猟者登録を受けている者を雇用して実施すること。

3 捕獲作業計画の作成

本処理要領の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を作成すること。捕獲作業計画においては、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載すること。なお次の点に留意すること。

(1) 捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど実作業に関する具体的事項を記載すること。

(2) 安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また、周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立ち入り規制体制を記載すること。

(3) 関連する法令・規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容（申請先及び必要書類等）を記載すること。

(4) 捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法について記載するとともに、有効活用に向けた処理方針を記載すること。

4 捕獲の実施方法

(1) 捕獲方法

わな（囲いわな）を2基設置して捕獲する。

1基は周囲長が50m規模の囲いわな、もう1基は移動可能な簡易型囲いわなを使用し、当該わなには、遠隔で監視・操作が行えるICT機器を装備すること。

なお、設置方法等に問題があれば、適宜修正すること。

また、捕獲効率が悪い場合には、エゾシカの動きを勘案し、移動可能な簡易型囲いわなを移設すること。

(2) 捕獲日数

42日以上捕獲を実施する。

(3) わなの維持管理

常に稼働できるよう維持管理するとともに、必要に応じて除雪を実施する。

5 捕獲にあたっての留意事項

- (1) 実施場所周辺でヒグマの行動が確認された場合は、直ちに捕獲作業を中断し、業務担当員の指示に従うこと。
- (2) 首輪や耳標を付けたエゾシカは可能な限り捕獲の対象とせず、わな猟で捕獲した場合には再放獣すること。
- (3) エゾシカ以外の鳥獣について錯誤捕獲しないよう細心の注意を払うこと。万一錯誤捕獲がされた場合には、原則として放獣すること。
- (4) 事業期間中に、実施地域において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項で定める国内希少野生動植物種を確認等した場合は、速やかに業務担当員に協議しその指示に従うこと。その場合、必要に応じ道が指定する専門家の助言を受けながら事業を実施しなければならないことがあるので留意すること。なお、専門家に対する費用については、道が負担する。
- (5) 捕獲事業の終了後は、設置した工作物等がある場合は速やかに撤去するとともに、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。

第3 捕獲個体の確認、記録及び処理

1 捕獲個体の確認

農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）における捕獲確認マニュアルの改訂について」（6農振第2971号 令和7年4月1日 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長決定）（以下「捕獲確認マニュアル」という。）に基づく方法で確認する。

2 捕獲個体の記録

捕獲個体毎に捕獲者名、捕獲場所、捕獲手法、捕獲時の日時・天候、捕獲個体の状態、個体処分方法等を捕獲個体記録票（様式1）により記録すること。記録票には、次による捕獲個体等の証拠写真を添付する。

(1) 囲いわな等による生体捕獲個体

捕獲頭数がかかるように捕獲時の全景に、捕獲情報を記載したホワイトボード等を含めて撮影すること。また、捕獲個体の捕獲直後と収容状況（輸送コンテナ、一時養鹿施設等への搬入状況）も撮影すること。撮影にあつてはGPS機能付きのカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めること。

(2) 止めさしを行った捕獲個体

捕獲個体の頭部を右側に置いて、赤色の油性スプレー等で耳から胴部を経由して尾の先までを塗布し、胴部に個体番号（通し番号）を記入すること。証拠写真は、捕獲者・捕獲個体・捕獲情報を記載したホワイトボード等を撮影することとし、データも併せて添付すること。撮影にあつてはGPS機能付きのカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めること。

(3) 生体捕獲できなかった個体

捕獲確認マニュアルに基づく方法で記録する。

(4) 留意事項

全てのデータは、業務処理報告書に添付して提出すること。

3 捕獲個体の処理

捕獲個体は、食肉事業者等は無償譲渡することとし、捕獲場所において引き渡すか、もしくはこれら事業者等が所有する一時養鹿施設又は食肉処理施設、ペットフード製造施設等に運搬のうえ、食肉又はペットフード等に有効活用することを基本とする。

- (1) 食肉利用する際には、持ち込み先は原則北海道の実施するエゾシカ肉処理施設の認証を受けた施設とするとともに、受入先とは、捕獲実施前から連絡調整を行い、可能な限り多くの個体の有効活用に取り組むこと。

なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を原則とするが、それが困難な場合には、HACCP

等による衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮するものとする。

また、ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項による届出を行っている事業者であることを要件とする。

- (2) 有効活用に適さない捕獲個体については、一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適正に処理すること。
- (3) 処理にあたっては、搬出、運搬、受入を行った記録を整理するとともに、食肉利用も含め有効活用事業者へ引き渡した場合は当該事業者が作成する様式2（捕獲個体受取証）、一般廃棄物処理の場合は処理伝票等を整理し、様式1（捕獲個体記録票）に添付すること。

4 作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況について記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、様式1（捕獲個体記録票）に整理すること。なお作業日報の様式については、様式3（エゾシカ捕獲作業日報）を参考とすること。

また、毎月末現在の捕獲状況等について、様式4（令和7年度（2025年度）上川地域エゾシカ越冬期集中捕獲事業委託業務捕獲実績月例報告書）により翌月10日（10日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は翌開庁日）までに業務担当員に報告すること。

5 その他

(1) 道との連絡調整

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施すること。また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

(2) 安全管理体制の構築

ア 本要領第2の3（2）で定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。

イ 捕獲事業の実施にあたっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関に周知するとともに、特に、銃猟による捕獲事業の実施の場合にあつては、地域住民等にチラシを配布するなどにより、周知を図ること。

ウ 捕獲事業の実施期間は、実施場所への入り口等に立入禁止看板を設置し、監視員を配置するなど必要に応じ関係者以外の立入を規制すること。

エ 従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は、冬期間にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

オ 捕獲事業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するなど、本委託業務に従事していることが明らかな措置を実施すること。

カ 捕獲場所に通じる道路、囲いわな等の周辺は、必要に応じて除雪を実施すること。

キ 銃刀法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

第4 実績報告

1 実績報告書及び成果品の内容

委託契約書（案）第11条第1項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、様式5（実績報告書）に令和7年度（2025年度）上川地域エゾシカ越冬期集中捕獲事業委託業務報告書を添付し、提出すること。また、成果品は下記2に基づき作成し、電子データ及び撮影写真を保存したDVD-R等を添付して提出するとともに、提出の際にその内容を説明すること。

2 成果品の仕様・体裁等

- (1) 成果品は報告書1部、報告書の電子データ及び関係資料データ一式とする。
- (2) 報告書はA4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して作成すること。なお、写真、図面等はカラーとすること。
- (3) 成果品の作成にあたっては、「鳥獣保護区等規制地域におけるエゾシカ捕獲手法マニュアル（以下「捕獲手法マニュアル」という。）」（参考 URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/hokakutaisaku.html>）第11章を参照のうえ、事前調査等の概要（エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯、等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、捕獲手法マニュアルの活用状況・評価や改善提案等、その他事業実施全体にあつて支障となった点や要改善点等を記載すること。
- (4) 事前調査の明細（調査日・調査場所毎の従事者数・調査内容等）、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。
- (5) 成果品の作成にあつては様式6（（様式例）令和7年度（2025年度）上川地域エゾシカ越冬期集中捕獲事業委託業務報告書）を参考にすること。
- (6) 捕獲事業の実施に伴い撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、成果品への使用の有無にかかわらず、DVD-R等に保存して提出すること。
- (7) 電子データは、Microsoft社 Windows11形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについてはMicrosoft社 Word（ファイル形式は Word2016以下）、表計算ソフト Microsoft社 Excel（ファイル形式は Excel2016以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。
- (8) 画像を除き、これらを「PDF ファイル形式」に変換して DVD-R等に保存し、その収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

3 納入期限

令和8年（2026年）3月23日（月）

4 データ等の公開

業務の実施により得られた情報及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

第4 その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。